

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 教 規程第14号

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（16教規程第15号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 授業料の年額を国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号。以下この項において「省令」という。）第10条の規定に基づき、省令第2条に定める標準額を超える額とする教育部、研究科又は学部の学生については、前項のほか別に定めるところにより、各期分の授業料の一定額を免除することができる。

附 則（17 教 規程第14号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。